

公 示 日：2025年12月10日（水）

調達管理番号：25a00795

国 名：アフリカ地域（広域）

担当部署：人間開発部保健第一グループグローバルヘルスチーム

調達件名：アフリカ地域（広域）医薬品製造および薬事規制に係る調査（調査分析（医薬品製造・薬事））（国内業務）

適用される契約約款：

- ・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
- ・本契約は、国内業務となり、経費積算方法と約款上の扱いが異なる部分があります。詳細は「9. 見積書作成に係る留意点（1）報酬について」をご覧ください。

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：調査分析（医薬品製造・薬事）
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査業務（国内）

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2026年1月下旬から2026年2月下旬
- (2) 業務人月：1.00
- (3) 業務日数：国内業務 20日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2025年12月24日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5)

%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>
- ✧ 評価結果の通知：2026 年 1 月 9 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/0230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：	
① 業務実施の基本方針	16 点
② 業務実施上のバックアップ体制	4 点
(2) 業務従事者の経験能力等：	
① 類似業務の経験	40 点
② 対象国・地域での業務経験	8 点
③ 語学力	16 点
④ その他学位、資格等	16 点
(計 100 点)	

類似業務経験の分野	医薬品・医療技術海外展開に係る各種調査
対象国及び類似地域	アフリカ地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

COVID-19 パンデミックの経験・教訓をふまえ、アフリカにおけるパンデミック時の感染症危機対応医薬品への迅速なアクセスを可能にするため、医薬品等の域内製造ならびに医薬品規制当局の能力強化、域内規制調和化促進の必要性が高まっている。アフリカ CDC、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）のもとのアフリカ医薬品規制調和プラットフォーム（AMRH）、さらに新設されたアフリカ医薬品庁（AMA）などアフリカ地域機関の動きも活発化している。感染症の流行が続く中、アフリカにおける医薬品の研究開発・製造および医薬品に係る規制調和化は喫緊の課題となっている。また、2025年2月に決定された日本政府の第3期健康・医療戦略において、「次なる感染症有事に備えた研究開発体制の整備」や「国際展開の促進」がうたわれている。

7. 業務の内容

本業務は、アフリカ広域および各国における医薬品（本調査においては診断薬、ワクチン、治療薬とする）の輸入・現地製造ならびに薬事規制の現状・課題、関連する地域機関の動きや他の開発パートナーの支援に関する情報収集・分析を行い、本分野の今後の協力に関する提言を導き出すことを目的とする。

本業務従事者の具体的な担当事項は以下の通りとする。

（1）アフリカにおける医薬品製造に関連し、既存資料・文献を基に、アフリカ域内の医薬品製造拠点についてマッピングを行うとともに、現地製造に向けた現状と課題を明らかにする。また、日本企業が関係している事例および地域機関・国際機関・他の開発パートナーによる支援戦略・事例について情報収集・分析を行う。

・事例・課題分析の主たる対象は、アフリカ大陸、サブリージョンおよび製造拠点を有する国（エジプト、ガーナ、ケニア、セネガル、チュニジア、ナイジェリア、南アフリカ、モロッコを想定）とする。

（2）アフリカにおける薬事規制に関連し、アフリカ各国の医薬品規制当局（NRA）の現状・課題に関する既存文献によるレビューを行う。また、地域機関による広域の規制調和化に向けた動き（アフリカ連合開発庁による AMRH パートナーシッププラットフォームやアフリカ医薬品庁（AMA）設立の動き、アフリカ大陸自由

貿易圏（AfCFTA）による域内貿易促進等）に関する情報収集・分析を行う。さらに、日本企業の抱える課題および他のパートナーによる支援の事例等について情報収集を行う。

・NRA調査の対象国は、WHO Maturity Level3 のアフリカ9か国にケニア、ザンビアを加えた11カ国（エジプト、エチオピア、ガーナ、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、南アフリカ、ルワンダ）とする。

（3）日本企業の医薬品・医療技術の海外展開に関する各種報告書・文献（内閣官房健康医療戦略室、厚生労働省（JIHS含む）、経済産業省（JETRO含む）等の報告書や文献を含む）に関するレビューを行い、日本企業が抱える課題やニーズ等に関する情報整理・分析を行う。

（4）既存資料・文献を基にアフリカの医薬品共同調達についての現状、計画に関するレビューを行い、情報を取りまとめる。また、アフリカ大陸域内の主要卸業者・ディストリビューターについての情報を収集・整理し、海外企業との連携に関する分析を行う。

（5）上記業務を踏まえ、JICAの本分野での支援可能性について提言を取りまとめ、JICA人間開発部に報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（電子データ、和文、1部）

2026年2月27日（金）までに提出。

業務完了報告書には、情報収集分析の結果をすべて含める（別添も可）こと。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XII. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）報酬について

報酬単価（上限額）については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1. の「(2) 国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下の URL に掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_since_201404.html「見積書（兼契約金額内訳書）—2023年7月公示分以降（国内業務）」をお使いください。

10. 特記事項

（1）参考資料

- ① 本業務に関連する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
・「全世界 ワクチン等医薬品の研究開発・生産基盤整備促進のための情報収集・確認調査ファイナルレポート」
<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000052405>

（2）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドランス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ③ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることがあります。
- ④ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑤ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上